



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会社名 株式会社 帝国電機製作所
代表者名 代表取締役社長 宮地 國雄
(コード番号 6333 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 総務本部長 中村 嘉治
(TEL: 0791-75-4160)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 111 期定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるようするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、定款第 24 条（取締役との責任限定契約）及び第 30 条（監査役との責任限定契約）として業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、定款第 24 条（取締役との責任限定契約）の新設に関しては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（金）予定
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金）予定

以 上

【別 紙】

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第23条 (条文省略) (新設)	第1条～第23条 (現行どおり) <u>(取締役との責任限定契約)</u> <u>第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。</u>
第24条～第28条 (条文省略) (新設)	第25条～第29条 (現行どおり) <u>(監査役との責任限定契約)</u> <u>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。</u>
第29条～第32条 (条文省略)	第31条～第34条 (現行どおり)

以 上